

災害時における安中市と群馬県オートバイ事業協同組合の協力

に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と群馬県オートバイ事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における協力について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に行う対応のうち、情報収集や物資輸送等に対して、乙が行う協力について必要な事項を定め、被災状況の早期把握及び住民の避難生活の安定等を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に行う対応について、乙に協力を要請することができる。
2 甲が前項の規定に基づき乙に協力を要請することのできる事項は、次のとおりとする。
(1) 安中市内における被害状況等の調査及び報告
(2) 自動二輪車で輸送可能な支援物資等の輸送
(3) 前2号に定めるもののほか、甲が必要であると認める事項

（要請方法）

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合には、書面にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請された事項（以下「協力業務」という。）を実施することが困難な事情があるときを除き、協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、前条の規定により乙が実施した協力業務に要した燃料費を負担するものとする。
2 前項で規定する甲の負担額は、災害発生直前における小売価格等を基準に甲と乙が協議の上、決定するものとする。
3 乙は、前項の規定に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(事故発生時の報告)

第6条 乙は、この協定に基づく協力業務を実施した際に、事故等が発生したときは、速やかにその状況を書面にて甲に報告するものとする。

2 乙が、第3条の規定に基づく協力業務の従事中に被災した場合には、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定が災害時に有効に機能するよう平常時からこの協定を担当する部署等を定めておくものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申出がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月27日

群馬県安中市安中一丁目23-13

甲 安中市
市長

群馬県高崎市中尾町456-4

乙 群馬県オートバイ事業協同組合
理事長